

地方税法上の守秘義務調査特別委員会の調査報告書の概要

4月議会で設置した特別委員会の調査結果が令和4年6月30日の本会議に報告され、調査報告書を賛成多数で可決しました。

調査の経緯

令和4年2月12日、泉市長が市内企業(以下A社)に無許可で、A社の2014年度から2021年度までの8期分の法人市民税の課税額について、法人税割のゼロのところをメーカーをつけ、コメントとともにツイッターに投稿していたことが、3月議会の本会議において明らかになりました。

泉市長が行った市税情報のツイッターへの開示は、市税の賦課徴収事務に必要な限度を超え、地方税法上の守秘義務違反に抵触するおそれがあることから、調査究明し、適正な市税賦課徴収事務を確保するため、地方自治法第100条第1項および第10項並びに同法第98条第1項の権限を委任した特別委員会を設置することを4月7日に賛成多数で議決しました。

調査事項

- ① 泉市長が行った市税情報のツイッターへの開示に関する事項
- ② 市税情報の不適正な取り扱いおよび管理に関する事項

委員会の開催状況

- 第1回 4月20日 現状確認、証人出頭要求など
- 第2回 4月28日 証人尋問(3名)
- 第3回 5月10日 証人尋問(3名)
- 第4回 5月27日 証人尋問(泉市長)
- 第5回 6月8日 各委員の意見陳述
- 第6回 6月27日 改善提案について各委員の意見陳述、調査報告書を委員会で可決

調査報告書の概要

本特別委員会は、4月20日から6月27日までの間、計6回開会され、市長を含む計7名の証人尋問などの調査を行い、委員会としての判断および改善提案を取りまとめました。

◆委員会としての判断◆

(1) 個別の市税情報のツイッターへの投稿

市長がツイッターに投稿したA社の法人市民税の税額は、地方税法第22条に規定する「秘密」に該当することは明らかであり、これをSNSで不特定多数の第三者が見られるようにした行為は、地方税法第22条に抵触するのではないかと疑義を否定すべき積極的な理由は見当たらなかった。

市長は、違法性を阻却する理由として、投稿の目的の公益性と態様の相当性を主張するが、根拠が極めてあいまいである。目的の公益性について、投稿の経緯となったA社との面談内容を広く伝えることが、市民の知る権利に寄与するとしているが、そもそも面談の内容を伝える必要性がどれだけあったのか明確にされていない。また、態様の相当性についても、A社の法人市民税の金額のみを添付した理由を、法人市民税に関するA社との面談の議題の一つであったからとしているが、この理由をもって相当性を導き出すことは困難であり、秘密事項である税額を不特定多数の第三者に公開する理由には到底なり得ない。

また、今回市長がツイートした情報と同じ資料に関する公文書公開請求においては、同じ情報でも、情報公開条例に基づく非公開の決定と自身のツイッターでの公開では、場面が違いため全く矛盾しないとしたが、その都度、判断が異なれば、情報公開制度、ひいては市の個人情報保護に関する信頼が揺らぐ危険性があるのではないかと懸念する。

本特別委員会としては、泉市長がA社の法人市民税の税額をツイッターに投稿したことについては、地方税法第22条の秘密の漏えいに当たる疑いが強いと判断する。

(2) 税情報の取り扱い

税情報の取り扱いについては、同じ徴税吏員でありながら、市長と税務担当職員との認識には大きな乖離があることが判明した。市長は、徴税吏員でない職員が情報を見られる状態であることに何の問題も認識しておらず、税情報の取り扱いがあまりに

報告書や会議録の詳細は、市議会ホームページにて公開しています。



さんである。市長の税情報の取り扱いに対する認識の甘さは、市政の根幹となる市税の徴収事務に対する信頼を損ない、市政全般に対する信用失墜につながるのではないかと危惧する。

また、政策判断に税情報を活用することについても、税情報の目的外利用に当たるのではないかと疑義がある。ましてや、一企業の納税額が政策判断に影響を与えるとの発言については、市民の間に不要な混乱を招きかねず、あってはならない。

(3) 市の組織体制

今回の市長ツイッターへの市税情報の掲載について、市職員は、市長が個人の責任と権限において行ったものであるとして、市長への進言等、組織としての対応を一切行わなかったことが判明した。今回のA社の市税情報が公開されたことにより、市の税務事務、ひいては明石市の市政全般に対する信頼が揺らぐ事態は容易に想像できたはずであり、法令遵守が義務付けられている公務員として、納税者の秘密と利益を守る徴税吏員として、適切な行動だったのか疑問である。

市長自身は、市の組織体制には何の問題もないと述べており、市職員からの市長への進言は必要ない、市長の判断が全てに優先し、それに対する進言、提案を全く許さない体制が垣間見えた。市民利益の最大化よりも、市長利益の最大化が優先されている。本件については、公平な立場から検証する第三者委員会の必要性も全く議論されなかったことから、組織としての自浄作用が全く働かない状況となっていることがうかがえる。組織全体が疲弊しており、非常に危険な状態であると考える。

(4) 市民への説明責任

市長は、本件のツイートを不適切とした理由について、百条委員会が設置されたからと発言した。この発言は、単にトラブル回避のためにツイートを削除したと取られかねず、反省しているようには全く見受けられない。削除したとしても、いったん、地方税法で守られるべき秘密が公開された

事実は残り、SNS上から完全に消すことも不可能である。税情報の取り扱いについては、市のトップとしてどのように考えているのかを市民に伝えようとする姿勢は全く感じられなかった。

また、市長は、今回の市税情報を公開したA社に対して、ツイート後、現在まで謝罪は行っておらず、一切コンタクトを取っていない事実が判明した。当事者が静観しているからといって、地方税法で厳格に守らなければならないとされている市税情報を許可なく一方的に公開しておきながら、いまだ何の説明も行われていないというのは、不合理である。ツイートを削除したその時点で、市民に対して何らかの説明が必要だったのではないかと。市長が、本件について、自身の取った行動に対して首長として真摯に向き合い、責任ある発言を行うことはなかった。

◆改善提案◆

(1) 税情報の取り扱いについて、現在も税の賦課徴収に係る業務以外で税情報が必要とする場合に行われている税務担当課への届出の必要性を、庁内すべての業務において再確認し、税務担当課において、その利用範囲を適正に判断すること。

(2) 法令違反が疑われる事例が発覚した際の組織運営について、本市が全国に誇る弁護士職員の知見をさらに有効活用できるような体制整備を進め、危機管理体制を強化すること。

(3) 市長の行為に対して誰も意見を言わない市の組織体制については、市長は謙虚に職員の意見を聞くとともに、特別職という立場で助言ができる体制が必要であるため、4月から不在となっている副市長2名を早急に選任し、将来を見据えた持続可能な組織運営を行っていくこと。

(4) SNSへの投稿について、市長はそのメリット、デメリットについて再確認するとともに、市長という公人としての発言の重み、影響力の大きさを認識したうえで、本件のようなことが二度と起らないよう、十分に配慮すること。

以上4点の本特別委員会の判断および提言について、市長には、二元代表制の一翼を担う議会、市民の代表である議員からの提言として真摯に受け止め、誠実に対処することを求める。